

東京二十三区清掃一部事務組合
管 理 者 様

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 本 間 敏 明
監査委員 山 本 亨
監査委員 磯 一 昭

令和元年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、河野純之佐監査委員は令和元年6月25日まで関与し、磯一昭監査委員は同年6月26日から関与しました。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

令和元年5月16日から令和2年2月20日まで実施した。

2 監査対象（全部局）

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

（1） 監査の範囲

平成30年4月1日から監査実施当日分まで

* ただし、契約関係は平成30年度分の事務処理について監査した。

（2） 監査の観点

- ① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。

- ② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。
- ③ 前年度の監査で注意・指導した事項が改善されているか。

また、平成31年度定期監査実施計画に定めた重点監査項目、「契約に関する手続きが適切に行われているか。」についても監査を行った。

4 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

5 意見

(1) 全般的事項

決裁文書、勤怠関係書類、各種帳簿等において、毎年度繰り返される押印漏れ、必要事項の記載漏れ、訂正方法の誤り等の事務処理ミスが散見された。事務処理上取扱う文書は、改ざん等の誤解を受けないよう適切に記載及び訂正していなければならない。各職員が行政文書であることを改めて認識するとともに、管理監督者においては日常業務の中で適時・適切に指導を行い、適正な事務処理に努められたい。

(2) 旅行命令

旅行雑費の支給対象となる旅行について、今年度も旅行雑費の支給漏れや過払いがあった。また、旅行命令の入力において、旅行先、旅行用務、支給科目や旅行経路について記載が誤っているものや不十分なものも散見された。管理監督者は、引き続き職場内研修を実施するなど職員の事務処理能力の向上に努めるとともに、誤支給等が生じないよう点検・確認に留意されたい。併せて、所管部課は「旅費事務の手引」等において判断基準を明確化するなど見直しを図られたい。

(3) 現金出納簿

現金出納簿について、今年度も記帳漏れや誤り、記載方法そのものの誤りが見られた。現金出納簿等会計帳簿は、公金の適正管理に欠かせないものであり、「東京二十三区清掃一部事務組合会計事務規則」に基づき、記録整理しなければならない。また、資金前渡受者や金銭出納員の異動に伴う引継ぎに関する事務手続きの一部が行われていないものもあった。各所属においては、「会計事務の手引」等を活用し、適正な事務処理に努められたい。併せて、所管部課は判断基準や事務処理方法を改めて周知し、円滑な運用を図られたい。

(4) 契約手続（重点監査項目）

契約内容が類似し、契約期間が近接する複数の契約を締結しているものがあった。分割契約とはいえないものの、契約をまとめてスケールメリットを活かすな

ど、契約総額の低減と事務の効率化を目指して契約方法の見直しを検討されたい。

また、準備契約の実施起案における保存年限の記載漏れ、財務会計システムの誤入力など職員の認識不足や不注意から生じるミスが散見された。そこで、人為的なミスの防止や認識不足の解消に向け、研修等の実施によるサポート体制の強化と併せて電子調達サービスの利用の拡大などシステムのチェックの活用についても検討されたい。

契約手続に当たっては、根拠となる地方自治法をはじめとする法令や規則、要綱などを再度確認されたい。また、予算の執行に当たっては、各所属が連携をとって効果的な予算執行を図り、適正な事務処理を行うように努められたい。

第2 工事及び委託監査

1 監査実施期間

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

令和元年5月24日から令和元年11月12日まで実施した。

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

令和元年9月4日から令和元年12月6日まで実施した。

(3) 技術調査委託

委託期間は令和元年9月30日から令和2年1月17日までとし、現地調査は11月15日に実施した。

2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部

3 監査の範囲

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

平成30年度に契約したもの又は契約変更したもの

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

① 平成30年度に契約したもの又は契約変更したもの

② 平成29年度以前に契約したもので、平成30年度内に完了したもの、又は令和元年度以降に継続しているもの

(3) 技術調査委託

調査対象は目黒清掃工場建替工事

4 監査の着眼点

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行の3分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、今年度は「施工管理」を重点監査項目とし、関係書類の確認及び管理が

適切に行われているかについて検証を行った。

5 監査方法

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

対象となる工事及び委託568件中200件(35.2%)を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査及びヒアリングを行った。

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

対象となる工事及び委託370件中80件(21.6%)を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査及びヒアリングを行った。

(3) 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で、当該事業に係る計画や設計、積算等に関する事項が適切に行われているかをプラント(機械・電気)、建築(建築機械・電気を含む)の各分野について調査し評価を行うものである。今年度は「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託して実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な誤りや改善及び検討を要する事項については、監査の過程で関係者に指導を行った。

7 意見

(1) 工事・委託共通

① 記録写真撮影計画書について

工事・委託の記録写真については「工事記録写真撮影要領による」と仕様書に記載されている場合、受注者は記録写真の撮影に先立ち、記録写真撮影計画書(以下計画書)でその承諾を受けることが定められている。しかし、この計画書が未提出であったり、記載事項が不足(特に撮影・整理担当者)しているものが多くみられた。適切に記録写真を撮影・整理するために、監督員は受注者に計画書の提出を指導されたい。

(2) 工事

① 材料承諾図書について

特注の製作物を新たに設置する建築工事において、この製作物についての承諾図書が未提出の事例があった。材料承諾図書は監督員の事前確認や決定過程を明確にし、材料検査実施基準に則った検査をおこなうため必要なものである。監督員は請負者が確実に提出するよう指導されたい。

(3) 委託

① ブランコ作業について

高所の窓ガラス清掃で行うブランコ作業(足場を設けずに上から垂らしたロープを利用して、ブランコに座りながら行う作業)において、提出書類の中で安全管理を確認できる書類が未提出の事例があった。危険度の高い高所作業なので、委託監督員は作業員の資格(ロープ高所作業特別教育)や命綱等の基本的な安全管理を確認できる書類の提出を受託者に指導されたい。

② 報告書について

酸素濃度、硫化水素測定について、報告書に酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の資格の無い者が測定者として、誤って記載されている事例があった。酸欠等の測定は労働安全衛生法に定められているので、監督員は、受託者に対して報告書に適正に記載するよう指導されたい。

第3 財政援助団体監査(東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会)

1 監査実施日

令和元年5月16日から令和2年2月20日まで実施した。

2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会(総務部所管)

3 監査の範囲及び方法

平成30年4月1日から監査実施当日まで(契約関係は平成30年度分まで)の書類について監査した。

財政的援助に基づく事業運営が援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

5 意見

互助会事務に携わる職員においては、職員互助会経費に公金が含まれているという認識を持ち、適切な事務処理に取組まれたい。併せて、管理監督者においては、組織内のチェック体制を整備するとともに、職員への注意喚起と指導に努められたい。